

## 不動産担保型資金とは

高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に生活資金を分割貸付します。

（「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」は、現に生活保護を受給されている高齢者世帯、又は要保護の高齢者世帯を対象にした生活資金の分割貸付です。）

### 1. 対象となる世帯

- ・ 高齢者世帯（不動産担保型生活資金）
- ・ 要保護の高齢者世帯（要保護向け不動産担保型生活資金）

### 2. 資金種類と内容

	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
不動産担保型生活資金	月額 30 万円以内 ・ 土地評価額の 7 割程度 ※ 宅地の評価額が 1,000 万円以上あることが貸付要件	借受人の死亡時までの期間、又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3 ヶ月以内	据置期間終了時	年率 3% 又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※ 推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	月額は福祉事務所が設定（生活扶助額の 1.5 倍以内） ・ 居住用不動産の評価額の 7 割程度（集合住宅は 5 割） ※ 居住用不動産の評価額が 500 万円以上あることが貸付要件	借受人の死亡時までの期間、又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3 ヶ月以内	据置期間終了時	年率 3% 又は長期プライムレートのいずれか低い利率	不要

### 3. 必要な書類

不動産担保型生活資金／要保護世帯向け不動産担保型生活資金

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	・ 戸籍謄本 ・ 住民票（世帯全員）
世帯の資力が明らかになる書類 （不動産担保型生活資金の場合）	世帯全員	・ 所得課税証明書等
担保となる不動産の状況が明らかになる書類	借入申込者	・ 土地及び建物の登記簿謄本 ・ 土地の公図、位置図、土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書 ※ その他、土地の地籍図、測量図、建物図面等をもっている場合は、用意が必要となります。
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人	・ 推定相続人の同意書

※ 上記以外にも貸付審査に伴い、必要に応じて関係書類の提出を求めます。